

平成29年3月15日
建設局

契約事務における最低制限価格等の誤りについて(第2報)

平成28年12月20日付けで報告しました、最低制限価格等の算定誤りのあった案件について、その後の対応結果をご報告します。

今回の件を踏まえ、建設局では、改めて局内の関係部署に対し、適正な事務処理について周知徹底を図りました。今後、このようなことがないよう再発防止に向け徹底してまいります。

	業種	件名	契約金額	算定誤りの原因	対応状況等
1	電気工事	木遣り橋維持工事(歩道照明)	—	経費区分の計上誤り	落札者が異なったため7月6日、契約手続きを中止しました。 内容を見直したうえで8月1日より公表し、9月9日に契約となりました。
2	一般土木工事	黒目川黒目橋調節池工事(その12)	—	経費区分の計上誤り	11月10日、全者辞退のため不調でした。
3	一般土木工事	黒目川黒目橋調節池工事(その12-2)	—	経費区分の計上誤り	11月22日、公表を取り下げました。 11月29日より公表し、1月13日に契約となりました。
4	一般土木工事	飯田橋外2橋維持工事(修理・橋面舗装)	—	経費区分の計上誤り	11月24日、公表を取り下げました。 内容を見直したうえで2月6日より公表し、3月10日に契約となりました。

【問い合わせ先】
東京都建設局総務部用度課
電話03-5320-5242(直通)